

平成 24 年 12 月 20 日

通信販売等（インターネット販売を含む）により購入  
した福祉用具購入費の支給の取り扱いについて

通信販売等（インターネット販売を含む）で福祉用具を購入した場合は、福祉用具購入費の支給は受けられません。

福祉用具購入費の支給は、特定（介護予防）福祉用具を、指定特定（介護予防）福祉用具販売事業者から購入し、福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けている場合に限られます。（介護保険法第 8 条第 13 項及び第 8 条の 2 第 13 項、介護保険法第 44 条及び第 56 条、介護保険法施行令第 4 条）。

また、福祉用具専門相談員は、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、使用上の留意事項の説明を十分に行った上で、必要に応じて利用者実際に福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこととされています。（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 214 条）

このため通信販売等（インターネット販売を含む）で福祉用具を購入した場合は、福祉用具購入費の支給は受けられないのでご注意ください。

**【関係法令】**

（特定福祉用具販売の定義）

介護保険法 第 8 条 第 13 項

この法律において「特定福祉用具販売」とは、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるもの（以下「特定福祉用具」という。）の政令で定めるところにより行われる販売をいう。

（特定介護予防福祉用具販売の定義）

介護保険法 第 8 条の 2 第 13 項

この法律において「特定介護予防福祉用具販売」とは、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるもの（以下「特定介護予防福祉用具」という。）の政令で定めるところにより行われる販売をいう。

（居宅介護福祉用具購入費の支給）

介護保険法 第 44 条 第 1 項

市町村は、居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所において販売される特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。

(介護予防福祉用具購入費の支給)

介護保険法 第 56 条 第 1 項

市町村は、居宅要支援被保険者が、特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所において販売される特定介護予防福祉用具を購入したときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防福祉用具購入費を支給する。

(福祉用具の貸与又は販売の方法等)

介護保険法施行令 第 4 条

法第 8 条第 12 項 若しくは第 13 項 又は法第 8 条の 2 第 12 項 若しくは第 13 項 に規定する政令で定めるところにより行われる貸与又は販売は、居宅要介護者(法第 8 条第 2 項 に規定する居宅要介護者をいう。)又は居宅要支援者(法第 8 条の 2 第 2 項 に規定する居宅要支援者をいう。)が福祉用具(法第 8 条第 12 項 に規定する福祉用具をいう。以下この項において同じ。)を選定するに当たり、次の各号のいずれかに該当する者(以下この項及び第四項において「福祉用具専門相談員」という。)から、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われる貸与又は販売とする。

[以下 略]

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号) 第 214 条 第 3 項

指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用法の指導を行う。